フロー・チャートを使って学ぶ会計実務　第59回 「自社利用のソフトウェア」

（ ※ 自社利用のソフトウェアに関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。）

【STEP1】 将来の収益獲得又は費用削減の有無

自社利用のソフトウェアは、購入又は作成に要した費用を全て資産計上できるわけではない。将来の収益獲得又は費用削減が確実である場合のみ、資産計上できる。

そのため、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否かを判断する。

→ 費用処理する。

（将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明）

（将来の収益獲得又は費用削減が確実
（→ソフトウェアを無形固定資産に資産計上）

【STEP2】 資産計上及び費用計上の項目別判定

【STEP1】で将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められても、ソフトウェアの購入費用又は作成に関係する費用項目の全てを資産計上できるわけでない。項目によって、資産計上するもの、費用計上するものを分ける必要がある。

（1） ソフトウェア本体の購入又は作成費用
ソフトウェア本体を購入した場合、その購入費用は、ソフトウェアの取得価額に含める。また、ソフトウェアを作成した場合は、ソフトウェア作成にかかった費用（人件費、外注費、その他経費）を集計し、その金額を資産計上する。

（2） 購入ソフトウェアの設定等に係る費用
外部から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用は、購入ソフトウェアを取得費用として当該ソフトウェアの取得価額に含める。ただし、これらの費用について重要性が乏しい場合には、費用処理することができる。

（3） ソフトウェアを大幅に変更して自社仕様にするための費用
自社で過去に制作したソフトウェア又は市場で販売されているパッケージソフトウェアの仕様を大幅に変更して、自社のニーズに合わせた新しいソフトウェアを制作するための費用は、それによる将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合を除き、研究開発目的のための費用と考えられるため、購入ソフトウェアの価額も含めて費用処理する。
将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、購入ソフトウェアの価額を含めて当該費用を無形固定資産として計上する。

（4） その他の導入費用
ソフトウェアを利用するための環境を整備し有効利用を図るための費用は、原則としてソフトウェアそのものの価値を高める性格の費用ではない。したがって、その費用は原則として発生時の費用として会計処理する。

【STEP3】 減価償却

資産計上したソフトウェアは、その後、減価償却する必要がある。

（1） 減価償却方法
自社利用のソフトウェアにおいても、その利用の実態に応じて最も合理的と考えられる減価償却の方法を採用する必要がある。一般的には、定額法による償却が合理的である。

（2） 耐用年数
耐用年数は、ソフトウェアの利用可能期間によるが、原則として5年以内の年数とする。5年を超える年数とするときには、合理的な根拠に基づくことが必要である。
利用可能期間については、毎期見直しを行う必要がある。

PRCnet